週休2日工事実施要領 新旧対照表

新	旧
週休２日工事実施要領	完全週休２日制・週休２日制工事実施要領
（目的） 第１条　“地域の守り手”である建設業の持続的発展のため、名古屋港管理組合では建設現場の労働環境改善及び将来の担い手確保、多様な働き方の実現に向けた取り組みの一つとして、週休２日工事を実施する。受注者は本取組の趣旨を踏まえ、適切な方法により週休２日の取り組みを進めていくものとする。	（目的） 第１条　“地域の守り手”である建設業の持続的発展のため、名古屋港管理組合では建設現場の労働環境改善及び将来の担い手確保に向けた取り組みの一つとして、完全週休２日制・週休２日制工事を実施し、受注者が本取組の趣旨を踏まえ「完全週休２日」の取得を目指すものとする。
（対象工事） 第３条　名古屋港管理組合の発注する工事を対象とし、単価適用日が令和８年10月１日以降の全ての工事を対象とする。ただし、公共建築工事積算基準を適用する工事は本実施要領を適用しない。また、以下のいずれかに該当する工事は除く。 (1) 著しく現場施工期間が短い工事 (2) 通年維持工事や緊急の応急復旧工事 (3) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事	（対象工事） 第３条　名古屋港管理組合の発注する工事を対象とし、単価適用日が令和８年４月１日以降の全ての工事を対象とする。ただし、公共建築工事積算基準を適用する工事は本実施要領を適用しない。また、以下のいずれかに該当する工事は除く。 (1) 著しく現場施工期間が短い工事 (2) 通年維持工事や緊急の応急復旧工事 (3) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事
（形式） 第４条　形式については、土木工事は「愛知県週休２日工事実施要領（土木工事編）（令和８年１０月１日施行）」、港湾工事は「愛知県週休２日工事実施要領（港湾・漁港工事編）（令和８年１０月１日施行）」（以下ともに「県実施要領」といい、工事の種類と同じ実施要領を適用する。）の第４条に準じて実施するものとする。	（形式） 第４条　形式については、土木工事は「愛知県週休２日工事実施要領（土木工事編）（令和７年１０月１日施行）」、港湾工事は「愛知県週休２日工事実施要領（港湾・漁港工事編）（令和７年１０月１日施行）」（以下ともに「県実施要領」といい、工事の種類と同じ実施要領を適用する。）の第４条に準じて実施するものとする。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（週休２日の取得に要する費用の計上）
第６条　港湾工事における週休２日の取得に要する費用の計上については、県実施要領第６条に準じて実施するものとする。

（(1)、(2)削除）</td><td>（週休２日の取得に要する費用の計上）
第６条　週休２日の取得に要する費用の計上については、次のとおりとする。
(1)　土木工事については、次により補正を行うものとする。
イ　発注者は当初設計にて、補正係数表の「月単位の週休２日」の補正係数を適用する。
ロ　変更設計時に現場閉所状況の適用区分に応じて補正率を変更するものとする。
ハ　現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表（土木工事）
<table><tr><th>現場閉所状況の適用区分</th><th>月単位の週休２日（4 週 8 休以上）※</th><th>完全週休２日（土日）</th><th>月単位の週休２日未満（補正なし）</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr><tr><td>共通仮設費率</td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td>1.02</td><td>1.03</td><td>1.00</td></tr></table>※当初設計時適用補正係数

ニ　土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は県実施要領別紙１による
ホ　土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は県実施要領別紙２による
ヘ　下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は県実施要領別紙３による

(2)　港湾工事については、県実施要領第６条に準じて実施するものとする。</td></tr>
<tr><td>（取組内容）
第７条　取組内容について、土木工事は県実施要領第６条に準じて、港湾工事は県実施要領第７条に準じて実施するものとする。ただし、(2)の項目は実施せず、(3)の項目は以下に置き換える。
(3)　対象工事の受注者は、施工計画書に実施する週休２日の形式を用いて、現場閉所予定日が分かる現場閉所計画書を記載するものとする。</td><td>（取組内容）
第７条　取組内容については、県実施要領第７条に準じて実施するものとする。ただし、県実施要領第７条(2)の項目は実施せず、同条(3)の項目は以下に置き換える。
(3)　対象工事の受注者は、契約後、完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日のいずれかを選択し、施工計画書を提出するまでに、現場閉所の取得計画及び非対象機関が分かる現場閉所計画表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。</td></tr>
</table>

新	旧
（工事成績評定） 第８条 完全週休２日制工事(土木工事)又は週休２日工事(４週８休)(港湾工事)の実施工事の工事成績評定は、名古屋港管理組合工事成績評定要綱によるものとし、工事成績配分表の「６．社会性等　Ⅰ．地域への貢献度」において評価する。(令和９年４月１日以降に完成する工事は、評価しない) （第2項、第3項:削除）	（工事成績評定） 第８条 完全週休２日制工事(土木工事)又は週休２日工事(４週８休)(港湾工事)の実施工事の工事成績評定は、名古屋港管理組合工事成績評定要綱によるものとし、工事成績配分表の「６．社会性等　Ⅰ．地域への貢献度」において評価する。 ２　提出された工程表や施工計画書において、週休２日の取得を前提にしていない等、明らかに受注者に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績配分表の「７．法令遵守等　９．その他」の項目において、２点減点する。 ３　工事成績評定の対象工事は、「第３条　対象工事等」を適用せず、令和８年４月１日以降に完了した工事を対象とする。
（取組証の発行） 第９条　取組証は総合評価において取り組み実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督職員に申し出ること。なお、週休２日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対称期間を明示）を工事打合簿にて提出するものとし、確認できた場合、監督職員は工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休２日工事取組証」（様式１）を発行するものとする。	（取組証の発行） 第９条　前条の規定により工事成績評定において評価し、受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督職員に申し出ること。その場合、監督職員は工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休２日工事取組証」（様式１）を発行するものとする。 ２　取組証は、総合評価において取組実績を証明するものとなる。

新

週休２日工事取組証

名称
代表者名（契約の相手方）様

工　　事　　名		
最　終　契　約　金　額	金　　円	
引　渡　し　年　月　日	年　　月　　日	
本　工　事　の　業　種		
週　休　２　日　の　形　式		完全週休２日
		【土木工事】 月単位の週休２日
		【港湾工事】 週休２日工事（４週８休）

名古屋港管理組合 建設部 ○○事務所長
または担当課長（○○担当）　　印

旧

週休２日工事取組証

名称
代表者名（契約の相手方）様

工　　事　　名		
最　終　契　約　金　額	金　　円	
引　渡　し　年　月　日	年　　月　　日	
本　工　事　の　業　種		
週　休　２　日　の　形　式		完全週休２日工事
		【土木工事】 月単位の週休２日工事
		【港湾工事】 ４週８休工事

名古屋港管理組合 建設部 ○○事務所長
または担当課長（○○担当）　　印